

京都市告示第 307 号

都市公園法第2条の2の規定に基づき都市公園を次のとおり設置します。

なお、その関係図面は、京都市建設局水と緑環境部緑地管理課において一般の縦覧に供します。

平成18年12月25日

京都市長 榎本 頼兼

名 称	位 置	供 用 開 始 の 期 日
太秦下角田 公 園	右京区太秦下角田町12番4	告 示 の 日

(建設局水と緑環境部緑地管理課)